

令和２年度東員町農業委員会４月定例会議事録

日 時	令和2年4月6日（月）	午前9時30分から
場 所	東員町役場 西庁舎 201・202会議室	
参加委員	1 種村親善	2 辻 圭子
	3 中村次男	4 伊藤良子
	5 石垣 巽	6 西村義孝
	7 伊藤和道	8 近藤好久
	9 石垣 修	10 齋藤千鶴
	11 水谷一哉	12 早川 斉
	13 佐藤隆明	14 岩田利弘
	計14名	
欠席者	なし	
事務局	中村課長、仲田課長補佐、三輪主査	
開 会	午前9時30分	
会議事項	農業委員会定例会	
	1. 開 会	
	2. 議事録署名人の選出について	
	3. 議事日程	
	議事日程第1 農地法に基づく許可申請等の審議について	
	報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について	
	(受付番号52、53)	
	報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	
	(受付番号1、2)	
	議案第1号 非農地証明願について	
	(受付番号1)	
	議事日程第2 その他	
	4. 閉 会	
(議 事 内 容)		
事務局	只今から、東員町農業委員会を開催します。	
	初めに、開会にあたり、会長よりご挨拶をいただきます。	
会 長	(会長挨拶)	
議 長	それでは只今から、令和2年4月の東員町農業委員会定例会を開会いたします。	
	本日の出席者は14名中14名の出席でございます。東員町農業委員会会議規則	
	第6条の規定により、過半数を満たしておりますので、この会議は成立いたします。	
	次に、議事録署名人を指名させていただきます。本日は13番委員の佐藤隆明様	
	と14番委員の岩田利弘様のご両名をお願いいたします。	
	それでは、現地調査のため、移動をお願いします。	
	<現地調査>	
議 長	現地調査ご苦労様でした。	
	定例会を再開いたします。それでは議事日程第1の審議に入ります。	
	「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について」を議題とし、	
	事務局から説明を求めます。	
事務局	(報告第1号について説明)	
議 長	以上のとおり、説明は終わりました。「報告第1号」について、審議をお願いします。	
	何か、質疑はございませんか。	
委 員	(質疑無し)	
議 長	「報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」を	
	議題とし、事務局から説明を求めます。	
事務局	(報告第2号について説明)	
議 長	以上のとおり、説明は終わりました。「報告第2号」について、審議をお願いします。	
	何か、質疑はございませんか。	
委 員	(質疑無し)	

議 長	続きまして、「議案第 1 号 非農地証明願について」を議題とし、事務局から説明を求めます。
事務局	(議案第 1 号について説明) 受付番号 1 については、田 1 筆に対する非農地証明願です。根拠として、昭和 43 年の課税証明書を持って、対象地が非農地化して 20 年以上の経過を確認しております。
議 長	以上のとおり、説明は終わりました。「議案第 1 号」について、審議をお願いします。何か、質疑はございませんか。
委 員	(質疑無し)
議 長	質問が無いようでございますので、採決に入ります。 「議案第 1 号 非農地証明願について」原案のとおり、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
委 員	(挙 手)
議 長	賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり許可とします。
事務局	次に、議事日程第 2 「その他」を議題とし、事務局より説明を求めます。 のうねん冊子を配布しましたのでご一読ください。また、3 月定例会でご説明いたしました農業委員会の不祥事につきまして、事の詳細が届きましたので資料をお配りしました。改めて、職務の重要性を再認識いただき、業務を遂行いただきますようお願いいたします。
委 員	コロナウイルス感染症対策として、今後の農業委員会の運営方法は変わりありませんか。
事務局	新型コロナウイルス感染症の影響が、様々なところで出ております。農業委員会におきましても、来月からは席の間隔を空けるなどの対策をいたします。また、現地調査に伴うバスの使用については、密閉・密接状態であることから、感染リスクの拡大が懸念されるため、バスを利用しない方法での審議を考えております。現地確認の方法では、会長及び事務局で事前に議案案件の農地を確認しておりますが、来月からは、対象地区の農業委員の皆さんにもご協力いただき、事前に現地確認をお願いしたいと思います。そのうえで、審議の際には、写真等を活用するなど、委員の皆さんに確認ができるようにしたいと思います。ご理解とご協力をお願いします。
議 長	他に委員の皆様から「その他の事項」で何かございますか。
委 員	(質疑無し)
議 長	本日の会議日程は、すべて終了いたしました。以上をもちまして、令和 2 年 4 月の農業委員会定例会を閉会いたします。
閉 会	皆様、ご苦勞様でございました。 午前 10 時 20 分

議 長 会 長

署名人 13 番委員

署名人 14 番委員

令和２年度東員町農業委員会５月定例会議事録

日 時

令和2年5月8日（金）

午前9時30分から

場 所

東員町役場 西庁舎

201・202会議室

参加委員

1種村親善

2辻 圭子

3中村次男

4伊藤良子

5石垣 巽

6西村義孝

7伊藤和道

8近藤好久

9石垣 修

10 齋藤千鶴

11 水谷一哉

12 早川 斉

13 佐藤隆明

14 岩田利弘

計12名

欠席者

1種村親善

6西村義孝

事務局

中村課長、仲田課長補佐、三輪主査

開 会

午前9時30分

会議事項

農業委員会定例会

1. 開 会

2. 議事録署名人の選出について

3. 議事日程

議事日程第1 農地法に基づく許可申請等の審議について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

(受付番号1～8)

報告第2号 時効取得を原因とする農地について

(受付番号1)

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

(受付番号3)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

(受付番号1～2)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

(受付番号1～2)

議事日程第2 その他

4. 閉 会

(議 事 内 容)

事務局

只今から、東員町農業委員会を開催します。

初めに、開会にあたり、会長よりご挨拶をいただきます。

会 長

(会長挨拶)

議 長

それでは只今から、令和2年5月の東員町農業委員会定例会を開会いたします。

本日の出席者は14名中12名の出席でございます。東員町農業委員会会議規則

第6条の規定により、過半数を満たしておりますので、この会議は成立いたします。

議 長

次に、議事録署名人を指名させていただきます。本日は2番委員の辻圭子様と3

番委員の中村次男様のご両名をお願いいたします。

議 長

それでは議事日程第1の審議に入ります。

「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について」を議題とし、

事務局から説明を求めます。

事務局

(報告第1号について説明)

議 長

以上のとおり、説明は終わりました。「報告第1号」について、審議をお願いし

ます。何か、質疑はございませんか。

委 員

(質疑無し)

議 長

「報告第2号 時効取得を原因とする農地について」を議題とし、事務局か

ら説明を求めます。

事務局

(報告第2号について説明)

対象地は、当該内容を法務局で受け付け、所有権の問題なしと判断して、す

でに所有権の移転が確定されております。所有者同士の合意しているよう

です。また、現地は農地としての利用がありませんので、あらたな所有者に対

議 長 以上のとおり、説明は終わりました。「報告第2号」について、審議をお願いします。

委 員 時効取得による所有権の移転は、簡易的な方法ではなかったと思いますが、どのような手続きを経るのもですか。

事務局 当事者間で合意して登記する場合ですが、不正な所有権移転が行われないように、確認手続きが行われます。その手続きは、①時効取得を原因とする農地の移転登記の申請②申請を受けた法務局が農業委員会に通知③農業委員会が調査④問題ないようであればそのまま登記を進めるとなっております。今回は法務局からの照会はありませんでしたので、法務局に対し、申請者から根拠となる資料が示されたと思われます。

議 長 ご納得いただいたようですので、続きまして、「報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」を議題とし、事務局から説明を求めます。

事務局 （報告第3号について説明）
市街化区域内での一般住宅建築に伴う、農地転用です。

議 長 以上のとおり、説明は終わりました。「報告第3号」について、審議をお願いします。何か、質疑はございませんか。

委 員 （質疑無し）

議 長 続きまして、「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局から説明を求めます。

事務局 （議案第1号について説明）
受付番号1は、畦等の境界が無い割れ田について、親と兄弟間での所有権の移動です。現況は資料のとおり耕作地として作付けなどをいただいています。受付番号2は、前月4月に現地調査した高速道路の高架下の農地です。ともに、条件などは適正です。

議 長 以上のとおり、説明は終わりました。「議案第1号」について、審議をお願いします。何か、質疑はございませんか。

委 員 （質疑無し）

議 長 質問が無いようでございますので、採決に入ります。
「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」原案のとおり、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

委 員 （挙 手）

議 長 賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり許可とします。
続きまして、「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局から説明を求めます。

事務局 （議案第2号について説明）
受付番号1は、譲受人の中村氏の住宅敷地に隣接する畑を駐車場に転用するものです。中村氏の転入で世帯構成が変化することに伴い、駐車場を確保するために、当該地の転用申請されました。農地区分は2種であり、代替性を検討しました。中村氏の敷地に隣接し、売買が合意された土地はこちらのみでした。周辺状況は資料のとおりです。対象地は畑であり、周辺農地への影響はないものと判断しました。
受付番号2は、農家住宅を建築するための転用申請です。農地区分は2種であり、代替性を検討しました。伊藤氏が所有する農地で農地区分が3種は無く、また、他の農地では進入路が確保できないことから、候補地から除きました。周辺状況は資料のとおりです。対象地は田であります。集落を形成する住居に隣接しており、他への影響はないものと判断しました。

議 長 以上のとおり、説明は終わりました。「議案第2号」について、審議をお願いします。何か、質疑はございませんか。

委 員 （質疑無し）

議 長 質問が無いようでございますので、採決に入ります。
「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」原案のとおり、許

	可することに賛成の方の挙手を求めます。
委 員	(挙 手)
議 長	賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり許可とします。
事務局	次に、議事日程第2「その他」を議題とし、事務局より説明を求めます。
	新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に伴う東員町の農業委員会の運営についてです。緊急事態宣言中の農業委員会の定例会の審議体制について、
委 員	資料のとおり案を作成いたしました。こちらについて、審議をお願い致します。
	半分が欠席とあるが、許可の審議の賛否はどうするのか。欠席者の賛否はどちらになるのか。
事務局	委員会の開催には過半数が必要です。また、開催された場合は、出席者のうちの過半数以上賛成があれば、許可となります。欠席者はカウントしなくても良いです。通常の審議では議長は賛否に加わりませんが、賛成・反対が同数の場合は、投票数に参加し評決いただきます。
委 員	半分の参加者はどのように決めるのか。
事務局	審議案件のある地域に偏りがありますので、地区の担当者が参加とした際、公平な審議が確保できない恐れがありますので、参加者の割り振りは委員番号の奇数、偶数で分けることを案としております。
委 員	案3の委員自身での現地調査はどのようにおこなうのか。事務局が行くのか。
事務局	事務局は同伴いたしません。資料をもとにご自身で確認をお願い致します。
委 員	地図から対象地が分かりにくいので、目印等の工夫をお願いします。
事務局	承知いたしました。
委 員	対象地の全部を確認するのか。自身が所属する地区を担当するのか。
事務局	事務局の案は、担当地区に限定しておりません。また、全部を確認対称としてい
	るのでもありません。確認いただく土地は、自身で決定いただくこととしております。確認方法としての案の提示です。
議 長	地域に詳しい方は是非に見に行っていただきたいと思います。
事務局	更に資料を確認いただいた上で、現地や文書資料から懸念される部分がありましたら、事前に事務局にご相談ください。
委 員	質問は文書で贈る必要があるのか。電話での意見でも構わないのか。
事務局	電話で結構です。
委 員	欠席の際、質疑はどのように扱われるのか。発表されるのか。
事務局	質問内容は定例会にて、質疑として皆様に発表します。
委 員	仮に欠席者に割り振られていても、審議に参加することを望む場合は、参加してもよいのか。
委 員	今回の座席配置であれば、1 m程度の間隔が確保されている。委員14名の参加でも、三密を避けているので、全員参加で開催することに支障無いと思う。
議 長	他に質疑がないので、採決に移ります。審議体制案の1～5について、それぞれに採決します。
	(結果) 案1・否決 案2・承認 案3・承認 案4・承認 案5・承認
	他に委員の皆様から「その他の事項」で何かございますか。
委 員	(質疑無し)
議 長	本日の会議日程は、すべて終了いたしました。以上をもちまして、令和2年5月の農業委員会定例会を閉会いたします。
	皆様、ご苦勞様でございました。
閉 会	午前10時30分

議 長 会 長

署名人 2 番委員

署名人 3 番委員

令和２年度東員町農業委員会６月定例会議事録

日 時 令和２年６月５日（金） 午前９時３０分から
場 所 東員町役場 西庁舎 ２０１・２０２会議室
参加委員 １種村親善 ２辻 圭子 ３中村次男 ４伊藤良子 ５石垣 巽
７伊藤和道 ８近藤好久 ９石垣 修 １１水谷一哉 １２早川 斉
１３佐藤隆明 １４岩田利弘 計１２名
欠席者 ６西村義孝 １０齋藤千鶴
事務局 中村課長、仲田課長補佐、三輪主査
開 会 午前９時３０分
会議事項 農業委員会定例会

- １．開 会
- ２．議事録署名人の選出について
- ３．議事日程
議事日程第１ 農地法に基づく許可申請等の審議について
議案第１号 農地法第４条の規定による許可申請について
(受付番号１)
議案第２号 農地法第５条の規定による許可申請について
(受付番号３、４)
議案第３号 農用地利用集積計画について
議案第４号 農業振興地域計画変更について
(受付番号１)
議事日程第２ その他
- ５．閉 会

（議事内容）

事務局 只今から、東員町農業委員会を開催します。
初めに、開会にあたり、会長よりご挨拶をいただきます。

会 長 (会長挨拶)

議 長 それでは只今から、令和２年６月の東員町農業委員会定例会を開会いたします。
本日の出席者は１４名中１２名の出席でございます。東員町農業委員会会議規則
第６条の規定により、過半数を満たしておりますので、この会議は成立いたします。
次に、議事録署名人を指名させていただきます。本日は４番委員の伊藤良子様と
７番委員の伊藤和道様のご両名をお願いいたします。

議 長 それでは議事日程第１の審議に入ります。
「議案第１号 農地法第４条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局
から説明を求めます。

事務局 受付番号１は、田１筆を駐車場に転用する申請です。農地区分は第３種農地です。
前面道路には上水道管及び下水道管が埋設されており、かつ５００ｍ以内に教育
施設（三和小学校、みなみ保育園・三和幼稚園）があります。
数年前、一部分の転用申請があり、許可しておりましたが、残地分を駐車場とし
て拡張する申請です。しかし、経緯は不明ですが、すでに駐車場として埋め立て
られておりましたので、始末書を求めています

議 長 以上のとおり、説明は終わりました。「議案第１号」について、審議をお願いし
ます。何か、質疑はございませんか。

委 員 (質疑無し)

議 長 質問が無いようでございますので、採決に入ります。
「議案第１号 農地法第４条の規定による許可申請について」原案のとおり、許
可することに賛成の方の挙手を求めます。

委 員 (挙 手)

議 長 全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり許可とします。

事務局 続きまして「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局から説明を求めます。

事務局 (受付番号3、4について説明)

受付番号3は、畑1筆を宅地に転用する申請です。農地区分は第3種農地です。前面道路には上水道管及び下水道管が埋設されており、かつ500m以内に教育施設(稲部小学校、いなべ保育園・稲部幼稚園)があり、転用にあたり周辺農地への影響は無いものと判断しました。

受付番号4は、田3筆、畑7筆を16棟の建売分譲住宅に転用する申請です。農地区分は第2種農地です。申請に係る農地から概ね500m以内に東員町役場があり、周辺農地への影響については、申請者において地元自治会や土地改良区と協議いただきました。

委 員 受付番号4について、地元の土地改良区理事として協議に加わり、排水路について開発業者と協議を重ね、張コンクリートにて補強いただくことで地元自治会と合意したものであります。

議 長 以上のとおり、説明は終わりました。「議案第2号」について、審議をお願いします。何か、質疑はございませんか。

委 員 (質疑無し)

議 長 質問が無いようでございますので、採決に入ります。

「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」原案のとおり、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

委 員 (挙 手)

議 長 全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり許可とします。

議 長 続きまして、「議案第3号 農用地利用集積計画について」を議題とし、事務局から説明を求めます。

事務局 利用権設定等促進事業に基づき、本町では年2回(6月・12月)において、農地の利用権設定(賃貸借や使用貸借)を集団的に行っております。

これは農業経営基盤強化促進法第18条に記されており、市町は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て、定めなければならないとされておりますので、農業委員会にお諮りするものでございます。

詳細は別紙のとおりです。

議 長 以上のとおり、説明は終わりました。「議案第3号」について、審議をお願いします。何か、質疑はございませんか。

委 員 (質疑無し)

議 長 質問が無いようでございますので、採決に入ります。

「議案第3号 農用地利用集積計画について」原案のとおり、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

委 員 (挙 手)

議 長 全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認とします。

事務局 続きまして、「議案第4号 農業振興地域計画変更について」を議題とし、事務局から説明を求めます。

事務局 (議案第4号について説明)

農振農用地内の農地「畑1筆」についての除外申請がありました。詳細につきましては、P24に添付しております整理表の記載のとおりです。また、他の農地への影響について、項目③、④に記載しておりますとおり、農業経営に支障を及ぼすものではございません。もともと集落に接続する畑地でしたが、高速道路の敷設により、一団の農地が分断された状態になった農地であり、周辺農業者に対し農業経営に支障及び阻害するものではないと考えます。

議 長 以上のとおり、説明は終わりました。「議案第4号」について、審議をお願いします。何か、質疑はございませんか。

委 員 (質疑無し)

議 長 質問が無いようでございますので、採決に入ります。

委 員 議 長 事務局 議 長 委 員 事務局 委 員 議 長 閉 会	「議案第 4 号 農業振興地域計画変更について」原案のとおり、許可することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙 手) 全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり許可とします。 次に、議事日程第 2 「その他」を議題とし、事務局より説明を求めます。 のうねん冊子及び農業員会活動事例集をお配りしております。農業委員会活動事例集の P41 には、東員町農業委員会が掲載されておりますので、ご報告いたします。 次に、令和元年度に行いました農地利用状況調査・意向調査の状況報告について資料をご覧ください。調査概要は記載のとおりです。平成 3 0 年度実績と比較しますと、遊休農地面積が約 30, 000 ㎡増えております。この要因といたしましては、長深字広山付近にある山林化している箇所が、「地目：畑」であることが判明し、調査面積に含めたことが挙げられます。 他に委員の皆様から「その他の事項」で何かございますか。 議案第 1 号で、駐車場に違反転用していた案件がありましたが、今回、始末書で対応されましたが、以前に原状回復を求めた案件もあったと思います。始末書と原状回復とでは大きな差が生じているように思われます。違反転用の取り扱いなど、明文化は難しいと思いますが、違反転用に対してリスクが少ないと思われると、このようなケースが頻発すること考えられますので、農業委員会として不公平にならないように努める必要があると思います。明文化は難しいと思いますが。 事務局といたしましても申請者と十分に協議を行います。 (質疑無し) 本日の会議日程は、すべて終了いたしました。以上をもちまして、令和 2 年 6 月の農業委員会定例会を閉会いたします。 皆様、ご苦勞様でございました。 午前 1 0 時 0 0 分
---	---

議 長 会 長

署名人 4 番委員

署名人 7 番委員

令和2年度東員町農業委員会7月定例会議事録

日 時 令和2年7月6日(月) 午前9時30分から
場 所 東員町役場 西庁舎 201・202会議室
参加委員 1 種村親善 2 辻 圭子 3 中村次男 4 伊藤良子 5 石垣 巽
6 西村義孝 7 伊藤和道 8 近藤好子 10 齋藤千鶴 11 水谷一哉
12 早川 斉 13 佐藤隆明 14 岩田利弘 計13名
遅参委員 9 石垣 修
事務局 中村課長、仲田課長補佐、三輪主査
開 会 午前9時30分
会議事項 農業委員会定例会
1. 開 会
2. 議事録署名人の選出について
3. 議事日程
議事日程第1 農地法に基づく許可申請等の審議について
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
(受付番号9、10)
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
(受付番号3、4)
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
(受付番号5～9)
議事日程第2 その他
4. 閉 会

(議 事 内 容)

事務局 只今から、東員町農業委員会を開催します。
初めに、開会にあたり、会長よりご挨拶をいただきます。

会 長 (会長挨拶)

議 長 それでは只今から、令和2年7月の東員町農業委員会定例会を開会いたします。本日の出席者は14名中13名の出席でございます。東員町農業委員会会議規則第6条の規定により、過半数を満たしておりますので、この会議は成立いたします。

議 長 次に、議事録署名人を指名させていただきます。本日は8番委員の近藤好久様と10番委員の齋藤千鶴様のご両名をお願いいたします。

議 長 それでは議事日程第1の審議に入ります。
「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について」を議題とし、事務局から説明を求めます。

事務局 (報告第1号について説明)

議 長 以上のとおり、説明は終わりました。「報告第1号」について、審議をお願いします。何か、質疑はございませんか。

委 員 (質疑無し)

議 長 続きまして「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局から説明を求めます。

事務局 (議案第1号について説明)
受付番号3は、田2筆(1,080㎡・1,074㎡)の所有権移転の申請です。
受付番号4は、畑1筆(175㎡)の所有権移転の申請です。受付番号4は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。受付番号3の案件につきましては、事前に早川委員からご相談を受けておりますので、詳細をご説明させていただきます。
受付番号3の譲受人は、中上字狭間402番1の農地(田)を農地法第3条の規定に基づく所有権移転の転用許可申請が提出され、昨年11月の農業委員会で審議し、許可とした経緯がございます。
しかしながら、現状は、対象農地の約2割を畑として耕作しているだけで、約8割が駐車場や資材置場、プレハブの設置といった状況であります。この状況を踏まえ、法的な根拠を調査いたしましたところ、農地法第3条第2項第1号の規定にあります判断基準では、すべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行っ

ていることが認められない場合、第3条の許可ができないこととなっております。
 以上のことから、本案件の審議つきまして、皆さんの慎重な審議をお願いいたし
 たいと思います。

議 長 以上のとおり、説明は終わりました。「議案第1号」について、早川委員、
 何か補足はございませんか。

早川委員 譲受人が、耕作しているところを見たことが無く、主な仕事として農業とは異なる
 業を営んでいる。事務局の説明のとおり、11月の申請では、農地を農地とし
 て耕作するということで許可したと思われるが、現況は駐車場になっている。ま
 た、数年前にも田を購入したように記憶しているが、自作での耕作はしていない
 と思う。

石垣委員 「-入室-」。
 議 長 他に意見はありますか。

佐藤委員 本許可申請に許可条件のどこに問題点があり、事務局の判断はどうか。
 事務局 譲受人の許可基準にあたり、農地法第3条第2項第1号には、農地のすべてを効
 率的に利用していることが、該当しないと許可できないこととなっています。こ
 のことについて、事務局と申請者との間で協議をしましたが、見解の相違が生じ
 たまま進展が見られないため、今回農業委員会で審議いただきたいと思います。

伊藤委員 譲受人が他にも購入していると早川委員から説明があったが、状況はどうですか。
 事務局 手元に資料がないため、後日、調査します。

石垣委員 本件の審議内容が不十分だと思います。譲受人に対する違反転用状況について、
 公的な手続きなどを行ってから、再度審議するのが適当だと思います。

中村委員 違反転用であれば、裁判等で争うことになるのか。
 事務局 許可の取り消し等で対処することになります。

議 長 それでは、皆さんの審議の結果、受付番号3については保留とします。違反転用
 の是正後に再度審議することとします。
 それでは、採決に入ります。
 「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」受付番号4を原案
 のとおり、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

委 員 (挙 手)
 議 長 全員賛成であります。よって、受付番号4は原案のとおり許可とします。

議 長 続きまして、「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 」を議題とし、事務局から説明を求めます。
 事務局 (議案第2号について説明)

受付番号5は、畑1筆を雑種地に転用する申請です。農地区分は第2種農地のため、
 代替性を検討したところ、他の土地で目的を達成することができないことから、
 許可相当と判断します。

受付番号6は、畑2筆、受付番号7は田1筆を建売分譲住宅に転用する申請です。
 共に農地区分は第3種農地です。前面道路には上水道管及び下水道管が埋設され
 ており、かつ500m以内に公共施設（穴太駅）、医療施設（杉山整形外科）が
 あります。

受付番号8、9は、先月ご審議いただきました建売分譲住宅の残地分について、
 改めて申請がありました。農地区分は第2種農地です。受付番号8は、田1筆を
 隣接する住宅地への転用、受付番号9は、田1筆・畑1筆を隣接する住宅地へ転
 用する申請です。申請に係る農地から概ね500m以内に東員町役場があり、申
 請者において地元自治会や土地改良区と協議いただき、周辺農地への影響は無い
 ものと判断しました。

議 長 以上のとおり、説明は終わりました。「議案第2号」について、審議をお願
 いします。何か、質疑はございませんか。

委 員 (質疑無し)
 議 長 質問が無いようでございますので、採決に入ります。
 「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」原案のとおり
 許可することに賛成の方の挙手を求めます。

委 員 (挙 手)
 議 長 全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり許可とします。
 次に、議事日程第2「その他」を議題とし、事務局より説明を求めます。

事務局 水土里ネット三重用水から「三重用水だより」をいただきましたので、皆さんへ
お配りいたします。
また、感染症の発生状況を見ながら、バスでの現地調査を再開したいと考えてい
ます。再開の際は、開催通知にてお知らせいたします。

議 長 本日の会議日程は、すべて終了いたしました。以上をもちまして、令和2
年7月の農業委員会定例会を閉会いたします。

閉 会 皆様、ご苦勞様でございました。
午前10時20分

議 長 会 長

署名人 8 番委員

署名人 10 番委員

令和2年度東員町農業委員会8月定例会議事録

日 時 令和2年8月5日(水) 午前9時30分から
 場 所 東員町役場 西庁舎 201・202会議室
 参加委員 1 種村親善 2 辻 圭子 3 中村次男 4 伊藤良子 5 石垣 巽
 6 西村義孝 7 伊藤和道 8 近藤好久 9 石垣 修 10 齋藤千鶴
 11 水谷一哉 12 早川 斉 13 佐藤隆明 計13名
 欠席委員 14 岩田利弘
 事務局 仲田課長補佐、三輪主査
 開 会 午前9時30分
 会議事項 農業委員会定例会
 1. 開 会
 2. 議事録署名人の選出について
 3. 議事日程
 議事日程第1 農地法に基づく許可申請等の審議について
 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
 (受付番号11～20)
 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
 (受付番号4、5)
 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 (受付番号5)
 議事日程第2 その他
 4. 閉 会

(議 事 内 容)

事務局 只今から、東員町農業委員会を開催します。
 初めに、開会にあたり、会長よりご挨拶をいただきます。

会 長 (会長挨拶)

議 長 それでは只今から、令和2年8月の東員町農業委員会定例会を開会いたします。本日の出席者は14名中13名の出席でございます。東員町農業委員会会議規則第6条の規定により、過半数を満たしておりますので、この会議は成立いたします。

議 長 次に、議事録署名人を指名させていただきます。本日は11番委員の水谷一哉様と12番委員の早川斉様のご両名をお願いいたします。

議 長 それでは議事日程第1の審議に入ります。
 「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について」を議題とし、事務局から説明を求めます。

事務局 (報告第1号について説明)

議 長 以上のとおり、説明は終わりました。「報告第1号」について、審議をお願いします。何か、質疑はございませんか。

委 員 (質疑無し)

議 長 続きまして「報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」を議題とし、事務局から説明を求めます。

事務局 (報告第2号について説明)

議 長 以上のとおり、説明は終わりました。「報告第2号」について、審議をお願いします。何か、質疑はございませんか。

委 員 (質疑無し)

議 長 続きまして「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局から説明を求めます。

事務局 (議案第1号について説明)

受付番号5は、畑1筆(133㎡)の所有権移転の申請です。
 当該地は6月定例会で審議いただきました北大社地内の分譲開発で発生した残地分について、所有権移転の申請がありました。新たな所有者は、対象地に隣接する宅地の方であり、農地法第3条第2号各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

	また、先月の定例会で保留といたしました中上地内（田２筆）の所有権移転の審議につきましては、申請者から再度検討いたしたい旨の連絡がありましたので、今回は審議を行いません。
議 長	以上のとおり、説明は終わりました。「議案第１号」について、審議をお願いします。何か、質疑はございませんか。早川委員、中上地内の所有権移転の件について、何か補足等がありますか。
早川委員	中上地内の件ですが、現在、駐車場としての使用は控えているようですが、碎石は敷いてある状況です。
事務局	中上地内の件につきましては、早期解決に向け進めます。
議 長	その他、何か質疑はございますか。
委 員	（質疑無し）
議 長	質問が無いようでございますので、採決に入ります。 「議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請について」原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。
委 員	（挙 手）
議 長	全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり許可とします。
事務局	次に、議事日程第２「その他」を議題とし、事務局より説明を求めます。 のうねんの冊子をお配りしておりますので、一読賜りますようお願いします。 また、来月の定例会後に、農地利用最適化推進委員を参集し、全体会を開催させていただきたいと思ひます。全体会では、年１回実施しております農地パトロールに係る内容を説明させていただきます。通常より時間いただきますことご容赦ください。
議 長	その他、何かございませんか。
水谷委員	先ほどの中上地内の所有権移転箇所周辺の田は、不耕作となっておりますので、草の繁茂を防ぐように、本委員会から保全管理を依頼できるようであればお願いしたい。
事務局	農地パトロールの調査の結果で指導等は可能と思ひます。
石垣委員	将来的に、後継者不足により荒廃地が増えてくると思われる。農地の売買について、下限面積制限により五反要件を満たさないことから、売買等に弊害が生じている。このように耕作したい方とのミスマッチがあるので、農地の有効利用を推進するうえで、五反要件の緩和などの見直しが必要になってくると思ひます。
事務局	今後、検討する機会を改めて設けたいと思ひます。
議 長	その他、何かございませんか。
委 員	（質疑無し）
議 長	本日の会議日程は、すべて終了いたしました。以上をもちまして、令和２年８月の農業委員会定例会を閉会いたします。
閉 会	皆様、ご苦勞様でございました。 午前９時５５分

議 長 会 長

署名人 １１番委員

署名人 １２番委員

令和2年度東員町農業委員会9月定例会議事録

日 時	令和2年9月7日（月）	午前9時30分から
場 所	東員町役場 西庁舎 201・202会議室	
参加委員	2 辻 圭子 4 伊藤良子 5 石垣 巽 6 西村義孝 7 伊藤和道 8 近藤好久 9 石垣 修 10 齋藤千鶴 12 早川 斉 13 佐藤隆明 14 岩田利弘 計11名	
欠席委員	1 種村親善 3 中村次男 11 水谷一哉	
事務局	仲田課長補佐、三輪主査	
開 会	午前9時30分	
会議事項	農業委員会定例会 1. 開 会 2. 議事録署名人の選出について 3. 議事日程 議事日程第1 農地法に基づく許可申請等の審議について 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について (受付番号21) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (受付番号6) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について (受付番号10, 11) 議事日程第2 その他 4. 閉 会	
(議 事 内 容)		
事務局	只今から、東員町農業委員会を開催します。 初めに、開会にあたり、会長よりご挨拶をいただきます。	
会 長	(会長挨拶)	
議 長	それでは只今から、令和2年9月の東員町農業委員会定例会を開会いたします。本日の出席者は14名中11名の出席でございます。東員町農業委員会会議規則第6条の規定により、過半数を満たしておりますので、この会議は成立いたします。	
議 長	次に、議事録署名人を指名させていただきます。本日は13番委員の佐藤隆明様と14番委員の岩田利弘様のご両名をお願いいたします。 それでは議事日程第1の審議に入ります。 「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について」を議題とし、事務局から説明を求めます。	
事務局	(報告第1号について説明)	
議 長	以上のとおり、説明は終わりました。「報告第1号」について、審議をお願いします。何か、質疑はございませんか。	
委 員	(質疑無し)	
議 長	続きまして「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局から説明を求めます。	
事務局	(議案第1号について説明)	
議 長	受付番号6は、割田の一部(田1筆)を隣接する農地所有者に所有権移転するものです。また、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。 以上のとおり、説明は終わりました。「議案第1号」について、審議をお願いします。何か、質疑はございませんか。	
委 員	(質疑無し)	
議 長	質問が無いようでございますので、採決に入ります。 「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。	
委 員	(挙 手)	
議 長	全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり許可とします。 続きまして「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」を	

事務局	議題とし、事務局から説明を求めます。 (議案第2号について説明) 受付番号10は、田2筆を老人デイサービス施設に転用するものです。農地区分は、北側が第3種農地、南側が第1種農地であります。第3種農地につきましては、前面道路には上水道管及び下水道管が埋設されており、かつ500m以内に医療施設(いなべ整形外科クリニック、やさしい歯科)があります。第1種農地につきましては、別紙の記載のとおり、農地法施行令第4条第1項第2号ニ及び同法施行規則第36条に基づき、隣接する第3種農地と一体として同一の事業を行うものであり、当該事業をする上で農地2筆を利用することが必要であることと、第1種農地の割合が3分の1を超えないことから、不許可の例外と判断します。 受付番号11は、畑2筆・田4筆を建売分譲住宅に転用するものです。農地区分は、全て第3種農地です。これを8棟の分譲住宅に転用するものです。前面道路には上水道管及び下水道管が埋設されており、かつ300m以内に公共施設(穴太駅)と医療施設(杉山整形外科)があります。 2案件とも周辺所有者及び地元役員、耕作者に同意いただいております、かつ周辺農地への営農を妨げないことを了承いただいております。
議 長	以上のとおり、説明は終わりました。「議案第1号」について、審議をお願いします。何か、質疑はございませんか。
委 員	(質疑無し)
議 長	質問が無いようでございますので、採決に入ります。 「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。
委 員	(挙 手)
議 長	全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり許可とします。
事務局	次に、議事日程第2「その他」を議題とし、事務局より説明を求めます。 中部電力パワーグリッドによる、送電線工事に伴い別図の鉄塔付近において、工事のため農地を利用する計画であります。本件は、電力事業者が送電用の電気工作物等に農地を一時的に利用されるということから、許可審議案件ではありませんが、ご報告させていただくものであります。
議 長	その他、何かございませんか。
委 員	(質疑無し)
議 長	本日の会議日程は、すべて終了いたしました。以上をもちまして、令和2年9月の農業委員会定例会を閉会いたします。
閉 会	皆様、ご苦労様でございました。 午前9時50分

議 長 会 長

署名人 13番委員

署名人 14番委員

令和２年度東員町農業委員会１０月定例会議事録

日 時	令和２年１０月５日（月）	午前９時３０分から
場 所	東員町役場 西庁舎 ２０１・２０２会議室	
参加委員	１種村親善 ２辻 圭子 ３中村次男 ４伊藤良子 ５石垣 巽 ７伊藤和道 ８近藤好久 ９石垣 修 １０齋藤千鶴 １１水谷一哉 １２早川 斉 １３佐藤隆明 １４岩田利弘 計１３名	
欠席委員	６西村義孝	
事務局	中村課長、仲田課長補佐、三輪主査	
開 会	午前９時３０分	
会議事項	農業委員会定例会 １．開 会 ２．議事録署名人の選出について ３．議事日程 議事日程第１ 農地法に基づく許可申請等の審議について 報告第１号 農地法第１８条第６項の規定による通知書にいて （受付番号２２～２４） 報告第２号 農地法第５条第１項第６号の規定による届出について （受付番号６～８） 議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請について （受付番号３、７～９） 議案第２号 農地法第５条の規定による許可申請について （受付番号１２～１４） 議事日程第２ その他 ４．閉 会	
（ 議 事 内 容 ）		
事務局	只今から、東員町農業委員会を開催します。 初めに、開会にあたり、会長よりご挨拶をいただきます。	
会 長	（会長挨拶）	
議 長	それでは只今から、令和２年１０月の東員町農業委員会定例会を開会いたします。本日の出席者は１４名中１３名の出席でございます。東員町農業委員会会議規則第６条の規定により、過半数を満たしておりますので、この会議は成立いたします。 次に、議事録署名人を指名させていただきます。本日は１番委員の種村親善様と３番委員の中村次男様のご両名をお願いいたします。 それでは、現地調査のため、移動をお願いします。	
議 長	＜現地調査＞ 現地調査ご苦労様でした。 それでは、議事日程第１の審議に入ります。 「報告第１号 農地法第１８条第６項の規定による通知書について」を議題とし、事務局から説明を求めます。	
事務局	（報告第１号について説明）	
議 長	以上のとおり、説明は終わりました。「報告第１号」について、審議をお願いします。何か、質疑はございませんか。	
委 員	（質疑無し）	
議 長	続きまして、「報告第２号 農地法第５条第１項第６号の規定による届出について」を議題とし、事務局から説明を求めます。	
事務局	（報告第２号について説明）	
議 長	以上のとおり、説明は終わりました。「報告第２号」について、審議をお願いします。何か、質疑はございませんか。	
委 員	（質疑無し）	
議 長	続きまして、「議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局から説明を求めます。 なお、議案第１号の案件の中に、委員関連の案件がありますので、受付番号ごとに審議・採決を行います。	

事務局	(議案第 1 号について説明)
委員	受付番号 3 は、本年 7 月の農業委員会で審議の結果、保留となった案件です。現地調査をしていただきましたので、農業委員の皆様のご意見をお願いします。
委員	保留となった要因である農地には、碎石が敷かれており、農業に供する状態でないのは明らかである。碎石を除去し、土を入れるなど畑地に原状回復していただいたことを確認したのちに、再度審議とするのが良いと思う。また、今後のこともありますので、駐車場化・資材置場化を防ぐための確約書などを添付資料として提出させるよう事務局で検討いただきたい。
事務局	西側道路に隣接する土地(中上 385)についても、譲受人が同じであり、資材置場になっているので、こちらも違反転用の有無を確認いただきたい。
委員	後日調査し、次回報告します。
事務局	対象案件の農地の草が繁茂しているので、周辺農地への影響がでないよう草刈りなどの指導をお願いします。
議 長	その旨を申請者に伝えます。
委 員	他に質疑はございませんか。
議 長	(質疑無し)
委員	受付番号 3 について、質問が無いようでございますので、採決に入ります。
議 長	「議案第 1 号 受付番号 3」について、審議保留とすることに、賛成の方の挙手を求めます。
委員	(挙 手)
議 長	全員賛成であります。よって、本案は保留とします。
事務局	続きまして、「受付番号 7、8」を議題とし、事務局から説明を求めます。
	(受付番号 7、8 について説明)
議 長	受付番号 7、8 は、所有権を移転するものです。付近の状況は現地調査のとおりです。すべての案件について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。
委員	以上のとおり、説明は終わりました。「受付番号 7、8」について、審議をお願いします。何か、質疑はございませんか。
議 長	(質疑無し)
委員	質問も無いようでございますので、採決に入ります。
議 長	「議案第 1 号 受付番号 7、8」について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。
委員	(挙 手)
議 長	全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり許可とします。
事務局	続きまして、「受付番号 9」を議題とし、事務局から説明を求めます。
議 長	受付番号 9 については、辻圭子委員に関連する案件のため、農業委員会法第 31 条の規定に基づく「議事参与の制限」により、審議開始から終了まで退室をお願いいたします。
委員	(辻圭子委員 退室)
事務局	受付番号 9 は、所有権を移転するものです。付近の状況は現地調査のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。
議 長	以上のとおり、説明は終わりました。「受付番号 9」について、審議をお願いします。何か、質疑はございませんか。
委員	受付番号 9 について、譲受人の経営面積が、50a(5,000㎡)未満です。許可要件を満たさないのでは、許可できないと思います。対象者は、既に法人格で経営されているので、経営面積が 50a 未満でも良いですか。
事務局	申請者欄の経営面積については、申請面積を除いた面積を記載しております。現在権利を有する農地と新たに権利を取得する合計面積が 50a 以上でありますので、許可基準は満たしています。なお、今回の案件は個人申請ですので、法人格の経営面積は無関係と考えます。あくまで、申請者本人が経営する農地面積を申請人欄に記載しております。
委員	説明では、申請時の経営面積が 50a 以上なくても、許可後に 50a 以上であれば、許可できるとのことでしたが、譲受人は農業法人の代表をされているので問題ないと思いますが、大規模農業者で機械類がないと耕作できないと思います。機械類も個人、法人別々ではなく、兼用で使用していると思う。また、これまでの審議資料では、取得後の面積が記載されていたと思います。許可条件を示すた

	めの議案書であり、許可後の経営面積で判断するものと考えますので、これからはそのような記載をお願いしたい。
事務局	次回からは、委員皆さんに分かり易いよう記載いたします。
委員	調整いただきますようお願いします。
議長	記載の件については、事務局で改善いただきますようお願いします。
	他に質疑はございませんか。
委員	(質疑無し)
議長	質問も無いようでございますので、採決に入ります。
	「議案第1号 受付番号9」について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。
委員	(挙手)
議長	全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり許可とします。
	(辻圭子委員 入室)
議長	続きまして、「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局から説明を求めます。
事務局	(議案第2号について説明)
	受付番号12は、畑1筆を親族の一般住宅に転用するものです。住宅の用の区域等に近接する10ha未満の農地であることから、農地区分は第2種農地です。
	受付番号13は、畑1筆を駐車場に転用するものです。当該地は第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当せず、また生産性の低い農地であることから、その他の2種農地です。
	受付番号14は、田2筆を4棟の分譲住宅に転用するものです。都市計画法第34条第1項の区域内です。住宅の用の区域等に近接する10ha未満の農地であることから、農地区分は第2種農地です。
	3案件とも、代替性の検討を行い、他に適する農地が無いことを確認しております。また、周辺所有者及び地元役員、耕作者に同意いただいております。周辺農地への営農を妨げないことを了承いただいております。
議長	以上のとおり、説明は終わりました。「議案第2号」について、審議をお願いします。何か、質疑はございませんか。
委員	(質疑無し)
議長	質問も無いようでございますので、採決に入ります。
	「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。
委員	(挙手)
議長	全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり許可とします。
	次に、議事日程第2「その他」を議題とし、事務局より説明を求めます。
事務局	のうねん9月号をお配りしておりますので、一読賜りますようお願いします。
議長	本日の会議日程は、すべて終了いたしました。以上をもちまして、令和2年10月の農業委員会定例会を閉会いたします。
	皆様、ご苦勞様でございました。
閉会	午前12時00分

議長 会長

署名人 1番委員

署名人 3番委員

令和2年度東員町農業委員会11月定例会議事録

日時

場所

参加委員

欠席委員

事務局

開会

会議事項

令和2年11月9日(月)

午前9時30分から

東員町役場 西庁舎 201・202会議室

1種村親善 2辻 圭子 3中村次男 4伊藤良子 5石垣 巽

6西村義孝 7伊藤和道 8近藤好久 9石垣 修 10 齋藤千鶴

11 水谷一哉 12 早川 斉 13 佐藤隆明 14 岩田利弘 計14名

なし

中村課長、仲田課長補佐、三輪主査

午前9時30分

農業委員会定例会

1. 開 会

2. 議事録署名人の選出について

3. 議事日程

議事日程第1 農地法に基づく許可申請等の審議について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

(受付番号25、26)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

(受付番号10)

議案第2号 農業振興地域整備計画変更について

(受付番号1)

議事日程第2 その他

4. 閉 会

(議 事 内 容)

事務局

会 長

議 長

議 長

事務局

議 長

委 員

議 長

事務局

只今から、東員町農業委員会を開催します。

初めに、開会にあたり、会長よりご挨拶をいただきます。

(会長挨拶)

それでは只今から、令和2年11月の東員町農業委員会定例会を開会いたします。本日の出席者は14名中14名の出席でございます。東員町農業委員会会議規則第6条の規定により、過半数を満たしておりますので、この会議は成立いたします。

次に、議事録署名人を指名させていただきます。本日は6番委員の西村義孝様と7番委員の伊藤和道様のご両名をお願いいたします。

それでは議事日程第1の審議に入ります。

「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について」を議題とし、事務局から説明を求めます。

(報告第1号について説明)

以上のとおり、説明は終わりました。「報告第1号」について、審議をお願いします。何か、質疑はございませんか。

(質疑無し)

続きまして「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局から説明を求めます。

(議案第1号について説明)

受付番号10は、所有権を移転するものです。付近状況は資料のとおりです。

議 長	農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件のすべてを満たしています。以上のとおり、説明は終わりました。「議案第1号」について、審議をお願いします。何か、質疑はございませんか。
委 員	(質疑無し)
議 長	質問が無いようでございますので、採決に入ります。 「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。
委 員	(挙 手)
議 長	全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり許可とします。 続きまして「議案第2号 農業振興地域計画変更について」を議題とし、事務局から説明を求めます。
事務局	(議案第2号について説明) 受付番号1は、農用地を農業用施設用地とするため、農振農用地の区分から除外するための申請です。除外後の建築計画は別図のとおりです。申請者は山田農事組合法人です。農用地区の端部であり、他の農業経営に支障を及ぼすものではないことと、申請者による効率的かつ安定的な農業経営の確立に対し、農振除外は適当と判断しました。また、当該申請地以外に代替すべき土地は無く、周辺所有者及び地元役員、耕作者に同意いただいております。
議 長	以上のとおり、説明は終わりました。「議案第2号」について、審議をお願いします。何か、質疑はございませんか。
委 員	(質疑無し)
議 長	質問が無いようでございますので、採決に入ります。 「議案第2号 農業振興地域計画変更について」原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。
委 員	(挙 手)
議 長	全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり許可とします。 次に、議事日程第2「その他」を議題とし、事務局より説明を求めます。
事務局	農業委員会先進地視察研修会について、任期3年の内、1回実施していましたが、近年、ネット情報の多様化等により、情報収集が容易になっております。従いまして、本委員会先進地視察研修会については、令和3年度から廃止することをご報告いたします。
議 長	他に視察研修会とは別の方法を設けるということですので、廃止でよろしいですか。詳しいことは、これから検討いただけるのでしょうか。
事務局	三重県農業会議におきましても、勉強会や研修会など、各市町への派遣体制を強化し、農業委員会委員の資質向上に努めていただいております。今後、本町農業委員会におきましても関係機関を活用し、本町の実情に応じた農業施策を構築したいと考えております。実施の際は、農地利用最適化推進委員も参加いただき、農業委員会全体会として開催いたします。
議 長	この件について、何か、質疑はございませんか。
委 員	(質疑無し)
議 長	質疑が無いようですので、本件は承認されたものとします。 本日の会議日程は、すべて終了いたしました。以上をもちまして、令和2年11月の農業委員会定例会を閉会いたします。 皆様、ご苦勞様でございました。
閉 会	午前9時50分

議 長 会 長

署名人 6番委員

署名人 7番委員

令和2年度東員町農業委員会12月定例会議事録

日 時	令和2年12月7日(月) 午前9時30分から
場 所	東員町役場 西庁舎 201・202会議室
参加委員	1種村親善 2辻 圭子 3中村次男 4伊藤良子 6西村義孝 7伊藤和道 8近藤好久 9石垣 修 10 齋藤千鶴 11 水谷一哉 12 早川 斉 13 佐藤隆明 14 岩田利弘 計13名
欠席委員	5石垣 巽
事務局	仲田課長補佐、三輪主査
開 会	午前9時30分
会議事項	農業委員会定例会 1. 開 会 2. 議事録署名人の選出について 3. 議事日程 議事日程第1 農地法に基づく許可申請等の審議について 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について (受付番号27～32) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (受付番号3) 議案第2号 農用地利用集積計画について 議事日程第2その他 4. 閉 会
(議 事 内 容)	
事務局	只今から、東員町農業委員会を開催します。 開会にあたり、会長が欠席のため、職務代理者よりご挨拶をいただきます。
職務代理者	(挨拶)
議 長	それでは只今から、令和2年12月の東員町農業委員会定例会を開会いたします。本日の出席者は14名中13名の出席でございます。東員町農業委員会会議規則第6条の規定により、過半数を満たしておりますので、この会議は成立いたします。 次に、議事録署名人を指名させていただきます。本日は8番委員の石垣修様と9番委員の齋藤千鶴様のご両名にお願いいたします。 それでは、現地調査のため、移動をお願いします。 ＜現地調査＞
議 長	現地調査ご苦労様でした。 それでは議事日程第1の審議に入ります。 「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について」を議題とし、事務局から説明を求めます。
事務局	(報告第1号について説明)
議 長	以上のとおり、説明は終わりました。「報告第1号」について、審議をお願いします。何か、質疑はございませんか。
委 員	(質疑無し)
議 長	続きまして「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局から説明を求めます。

事務局

(説明)

受付番号3は、本年7月の農業委員会で審議の結果、保留となった案件です。現地調査のとおり、対象の田の草刈りは実施いただきました。引き続き、耕作するよう指導しております。

また、同譲受人が所有する近隣の畑については、植木を植樹し、車両の進入禁止のためのチェーンガードし、コンテナを撤去いただきました。碎石が敷いてありますが、所有者としては、指導を受け改善する意思が見られたものです。また、3条の許可申請にあたり、当該地を駐車場や資材置場の使用はしないことと農地としての管理することを、覚書などの書面にて、徴取することで今後の違反転用を防ぎたいと思います。

議 長

以上のとおり、説明は終わりました。「議案第1号」について、審議をお願いします。何か、質疑はございませんか。

委 員

(質疑無し)

議 長

質問が無いようでございますので、採決に入ります。

議 長

「議案第1号 受付番号3」について、質問が無いようでございますので、採決に入ります。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を許可とすることに、賛成の方の挙手を求めます。

委 員

(挙 手)

議 長

賛成多数であります。よって、本案は許可とします。

続きまして「議案第2号 農用地利用集積計画について」を議題とし、事務局から説明を求めます。

事務局

(説明)

利用権設定等促進事業に基づき、本町では年2回(6月・12月)において、農地の利用権設定(賃貸借や使用貸借)を集団的に行っております。

これは農業経営基盤強化促進法第18条に記されており、市町は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て、定めなければならないとされておりますので、農業委員会にお諮りするものでございます。

詳細は別紙のとおりです。

議 長

以上のとおり、説明は終わりました。「議案第2号」について、審議をお願いします。何か、質疑はございませんか。

委 員

(質疑無し)

議 長

質問が無いようでございますので、採決に入ります。

「議案第2号 農用地利用集積計画について」原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

委 員

(挙 手)

議 長

全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり許可とします。

次に、議事日程第2「その他」を議題とし、事務局より説明を求めます。

事務局

のうねん 11月号の配布

2021年農業委員手帳の配布

議 長

本日の会議日程は、すべて終了いたしました。以上をもちまして、令和2年12月の農業委員会定例会を閉会いたします。

皆様、ご苦労様でございました。

閉 会

午前10時10分

議 長 職務代理者

署名人 8番委員

署名人 9番委員

令和2年度東員町農業委員会1月定例会議事録

日 時	令和3年1月5日（火） 午前9時30分から
場 所	東員町役場 西庁舎 201・202会議室
参加委員	1種村親善 3中村次男 4伊藤良子 6西村義孝 7伊藤和道 8近藤好久 9石垣 修 10 齋藤千鶴 11 水谷一哉 12 早川 斉 13 佐藤隆明 14 岩田利弘 計12名
欠席委員	2辻 圭子 5石垣 巽
事務局	中村課長、仲田課長補佐、三輪主査
開 会	午前9時30分
会議事項	農業委員会定例会 1. 開 会 2. 議事録署名人の選出について 3. 議事日程 議事日程第1 農地法に基づく許可申請等の審議について 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について （受付番号33、34） 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について （受付番号11） 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について （受付番号2） 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について （受付番号15） 議事日程第2 その他 4. 閉 会
（ 議 事 内 容 ）	
事務局	只今から、東員町農業委員会を開催します。 開会にあたり、会長が欠席のため、職務代理者よりご挨拶をいただきます。
職務代理者	（挨拶）
議 長	それでは只今から、令和3年1月の東員町農業委員会定例会を開会いたします。本日の出席者は14名中12名の出席でございます。東員町農業委員会会議規則第6条の規定により、過半数を満たしておりますので、この会議は成立いたします。 次に、議事録署名人を指名させていただきます。本日は11番委員の水谷一哉様と12番委員の早川斉様のご両名をお願いいたします。 それでは、現地調査のため、移動をお願いします。 ＜現地調査＞
議 長	現地調査ご苦労様でした。 それでは議事日程第1の審議に入ります。 「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について」を議題とし、事務局から説明を求めます。
事務局	（報告第1号について説明）
議 長	以上のとおり、説明は終わりました。「報告第1号」について、審議をお願いします。何か、質疑はございませんか。

委員 (質疑無し)
議長 続きまして「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局から説明を求めます。

事務局 (議案第1号について説明)
受付番号11は、割田の一部を隣接所有者に所有権を移転するものです。本案件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

議長 以上のとおり、説明は終わりました。「議案第1号」について、審議をお願いします。何か、質疑はございませんか。

委員 (質疑無し)
議長 質問が無いようでございますので、採決に入ります。
「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」原案のとおり許可とすることに、賛成の方の挙手を求めます。

委員 (挙手)
議長 全員賛成であります。よって、本案は、原案のとおり許可とします。
続きまして「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局から説明を求めます。

事務局 (議案第2号について説明)
受付番号2は、畑1筆を駐車場に転用するものです。農地区分は、第2種農地です。現況は、隣接の宅地の駐車場として、昭和40年頃から使用されているとの報告を受けております。そのため、申請者から始末書をいただいております。詳細は別紙のとおりです。

議長 また、代替性の検討を行い、他に適する農地が無いことも確認しており、周辺農地への営農を妨げないことを了承いただいております。
以上のとおり、説明は終わりました。「議案第2号」について、審議をお願いします。何か、質疑はございませんか。

委員 (質疑無し)
議長 質問が無いようでございますので、採決に入ります。
「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」原案のとおり許可とすることに、賛成の方の挙手を求めます。

委員 (挙手)
議長 全員賛成であります。よって、本案は、原案のとおり許可とします。
続きまして「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局から説明を求めます。

事務局 (議案第3号について説明)
受付番号15は、田1筆を農業用倉庫にするための転用です。農地区分は、第3種農地です。東員町山田農事組合法人の活動拠点として使用貸借し、農業用倉庫を建築するものであります。申請地は、一体的な農地の端部であり、周辺農地への営農を妨げないことを了承いただいております。また、周辺の所有者及び耕作者の同意もいただいております。

議長 以上のとおり、説明は終わりました。「議案第3号」について、審議をお願いします。何か、質疑はございませんか。

委員 (質疑無し)
議長 質問が無いようでございますので、採決に入ります。
「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」原案のとおり許可とすることに、賛成の方の挙手を求めます。

委 員	(挙 手)
議 長	全員賛成であります。よって、本案は、原案のとおり許可とします。
	次に、議事日程第2「その他」を議題とし、事務局より説明を求めます。
事務局	東員第一中学校移転計画の経過報告について、教育委員会から説明いたし
ま	
	す。(教育委員会:西村事務局長、佐藤課
長)教育総務課	・東員第一中学校移転計画の経過報告。
議 長	本日の会議日程は、すべて終了いたしました。以上をもちまして、令
	和3 年1月の農業委員会定例会を閉会いたします。
	皆様、ご苦労様でございました。
閉 会	午前10時40分

議 長	職務代理者
-----	-------

署名人	11番委員
-----	-------

署名人	12番委員
-----	-------

令和2年度東員町農業委員会2月定例会議事録

日 時	令和3年2月5日（金）	午前9時30分から
場 所	東員町役場 西庁舎 201・202会議室	
参加委員	1 種村親善 2 辻 圭子 3 中村次男 4 伊藤良子 5 石垣 巽 6 西村義孝 7 伊藤和道 8 近藤好久 9 石垣 修 10 齋藤千鶴 11 水谷一哉 12 早川 斉 13 佐藤隆明 14 岩田利弘 計14名	
欠席委員	無し	
事務局	中村課長、仲田課長補佐、三輪主査	
開 会	午前9時30分	
会議事項	農業委員会定例会 1. 開 会 2. 議事録署名人の選出について 3. 議事日程 議事日程第1 農地法に基づく許可申請等の審議について 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について (受付番号36～39) 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について (受付番号1、2) 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について (受付番号9、10) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (受付番号12) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について (受付番号16～53) 議事日程第2 その他 4. 閉 会	
(議 事 内 容)		
事務局	只今から、東員町農業委員会を開催します。 開会にあたり、会長よりご挨拶をいただきます。	
会 長	(挨拶)	
議 長	それでは只今から、令和3年2月の東員町農業委員会定例会を開会いたします。本日の出席者は14名中14名の出席でございます。東員町農業委員会会議規則第6条の規定により、過半数を満たしておりますので、この会議は成立いたします。 次に、議事録署名人を指名させていただきます。本日は、13番委員の佐藤隆明様と14番委員の岩田利弘様のご両名にお願いいたします。 それでは、現地調査のため、移動をお願いします。 ＜現地調査＞	
議 長	現地調査、ご苦労様でした。 只今より、定例会を再開いたします。 それでは、議事日程第1の審議に入ります。 「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について」を議題	

とし、事務局から説明を求めます。

事務局
議 長 (報告第 1 号について説明)
以上のとおり、説明は終わりました。「報告第 1 号」について、審議をお願いします。何か、質疑はございませんか。

委 員
議 長 (質疑無し)
続きまして、「報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」を議題とし、事務局から説明を求めます。

事務局
議 長 (報告第 2 号について説明)
以上のとおり、説明は終わりました。「報告第 2 号」について、審議をお願いします。何か、質疑はございませんか。

委 員
議 長 (質疑無し)
続きまして、「報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」を議題とし、事務局から説明を求めます。

事務局
議 長 (報告第 3 号について説明)
以上のとおり、説明は終わりました。「報告第 3 号」について、審議をお願いします。何か、質疑はございませんか。

委 員
議 長 (質疑無し)
続きまして「議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局から説明を求めます。

事務局
議 長 (議案第 1 号について説明)
受付番号 1 2 は、割田の一部を隣接所有者に所有権を移転するものです。本案件につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

議 長 以上のとおり、説明は終わりました。「議案第 1 号」について、審議をお願いします。何か、質疑はございませんか。

委 員
議 長 (質疑無し)
質問が無いようでございますので、採決に入ります。

「議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」原案のとおり許可とすることに、賛成の方の挙手を求めます。

委 員
議 長 (挙 手)
全員賛成であります。よって、本案は、原案のとおり許可とします。

続きまして、「議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局から説明を求めます。

事務局
議 長 (議案第 2 号について説明)
受付番号 1 6 ～ 5 2 までの申請件数 3 7 件、筆数 4 0 筆の畑地を太陽光発電施設に転用するものです。農地区分は、鉄道の駅から 5 0 0 m 以内のため、第 2 種農地です。この申請に対して、事前に桑名農政事務所と協議したところ、申請全体で捉えるのではなく、受付申請ごとの筆で区分し、判断するものであるとのことです。つまり、受付番号 1 6 ～ 4 2 ままでが許可相当でも、受付番号 4 3 ～ 5 2 までは、相当の理由により不許可となる可能性もあるということです。これは、転用行為が受付申請ごとで完結しているためであります。

受付番号 5 3 は、畑 1 筆を宅地に転用する申請です。本案件は、宅地所有者の変更に伴い、本申請を提出されたものであります。農地区分は、その他の第 2 種農地であり、他の農地区分に該当せず、生産性の低い農地に該当しま

す。

以上のすべての案件につきましては、代替性の検討を行い、他に適する農地が無いことを確認しております。また、周辺所有者及び地元役員、耕作者にも同意をいただいております。かつ、周辺農地への営農を妨げないことを了承いただいております。

議 長 以上のとおり、説明は終わりました。「議案第 2 号」について、審議をお願いします。何か、質疑はございませんか。

委 員 (質疑無し)

議 長 質問が無いようでございますので、採決に入ります。

「議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」原案のとおり許可とすることに、賛成の方の挙手を求めます。

委 員 (挙 手)

議 長 全員賛成であります。よって、本案は、原案のとおり許可とします。

次に、議事日程第 2 「その他」を議題とし、事務局より説明を求めます。

事務局

- ・所有者不明農地の告示について

〇〇地区内の 4 筆の農地は、同一の所有者であり、利用権設定満了に伴う再更新の際に、耕作者から、所有者が亡くなられていることと、親族の連絡先も不明で、契約が結べないとの相談があった。

法定相続人の調査等を行った結果、相続人全員が相続放棄され、また相続財産管理人の選任もされていないことが判明。このような事態に対し、桑名農政事務所及び農地中間管理機構と協議し、対処方法として、農地法の規定に基づき、当該農地の所有者等を確知できないものとして、6 カ月間「告示」し、農地中間管理機構を介して、三重県知事の裁定により、所有者不明のままでも利用権設定を行うことを報告する。
- ・令和 3 年度東員町農業委員会日程表（案）について

※意見無し
- ・のうねん冊子の配布

議 長 委員の皆さんから「その他の事項」で、何かございますか。

委 員 (特に無し)

議 長 本日の会議日程は、すべて終了いたしました。以上をもちまして、令和 3 年 2 月の農業委員会定例会を閉会いたします。

皆様、ご苦労様でございました。

閉 会 午前 1 0 時 5 5 分

議 長 会長

署名人 1 3 番委員

署名人 1 4 番委員

令和2年度東員町農業委員会3月定例会議事録

日 時 令和3年3月5日（金） 午前9時30分から
場 所 東員町役場 西庁舎 201・202会議室
参加委員 1 種村親善 2 辻 圭子 3 中村次男 4 伊藤良子 5 石垣 巽
6 西村義孝 7 伊藤和道 8 近藤好久 9 石垣 修 10 齋藤千鶴
11 水谷一哉 12 早川 斉 14 岩田利弘 計13名
欠席委員 13 佐藤隆明
事務局 仲田課長補佐、三輪主査
開 会 午前9時30分
会議事項 農業委員会定例会

1. 開 会
2. 議事録署名人の選出について
3. 議事日程
議事日程第1 農地法に基づく許可申請等の審議について
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
(受付番号40)
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
(受付番号13、14)
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
(受付番号3)
議事日程第2 その他
4. 閉 会

（ 議 事 内 容 ）

事務局 只今から、東員町農業委員会を開催します。
開会にあたり、会長よりご挨拶をいただきます。

会 長 (挨拶)

議 長 それでは只今から、令和3年3月の東員町農業委員会定例会を開会いたします。本日の出席者は14名中13名の出席でございます。東員町農業委員会会議規則第6条の規定により、過半数を満たしておりますので、この会議は成立いたします。
次に、議事録署名人を指名させていただきます。本日は、1番委員の種村親善様と2番委員の辻圭子様のご両名をお願いいたします。
それでは、現地調査のため、移動をお願いします。

議 長 <現地調査>
現地調査、ご苦労様でした。
只今より、定例会を再開いたします。
それでは、議事日程第1の審議に入ります。
「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について」を議題とし、事務局から説明を求めます。

事務局 (報告第1号について説明)

議 長 以上のとおり、説明は終わりました。「報告第1号」について、審議をお願いします。何か、質疑はございませんか。

委員	(質疑無し)
議長	続きまして、「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局から説明を求めます。
事務局	(議案第1号について説明) 受付番号13、14は、所有権を移転するものです。状況につきましては、添付資料及び現地調査のとおりです。全ての案件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
議長	以上のとおり、説明は終わりました。「議案第1号」について、審議をお願いします。何か、質疑はございませんか。
委員	(質疑無し)
議長	質問が無いようでございますので、採決に入ります。 「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」原案のとおり許可とすることに、賛成の方の挙手を求めます。
委員	(挙手)
議長	全員賛成であります。よって、本案は、原案のとおり許可とします。 続きまして、「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局から説明を求めます。
事務局	(議案第2号について説明) 受付番号3は、畑1筆を農業用倉庫に転用する申請です。農地区分は、第2種農地です。申請者は認定農業者であり、農地集約による規模拡大に伴い、この畑と隣接する雑種地を一体利用し、農業用倉庫を設置する申請です。代替性の検討を行い、他に適する農地が無いことを確認しております。また、周辺所有者及び地元役員、耕作者にも同意をいただいております。かつ、周辺農地への営農を妨げないことを了承いただいております。
議長	以上のとおり、説明は終わりました。「議案第2号」について、審議をお願いします。何か、質疑はございませんか。
委員	備考欄に早期転用理由書と記載されていますが、この詳細説明を求めます。
事務局	当該申請地は、令和2年7月開催の農業委員会定例会において、農地法第3条の申請にて審議及び許可し、所有権移転を行った農地であります。三重県では、農地法第3条の許可を受けて取得した農地にあつては、原則として取得後3年を経過し、かつ、3作以上営農しなければならないこととしています。このことを踏まえ、申請者から聞き取りしました。 申請者は、3年3作等の制限があることを知らず、また、申請の契機は、経営規模の拡大による効率的かつ安定的な農業経営を図っていききたいとのこと。そのため、本申請は、規模拡大に伴う農業用設備の充実を図るための転用であり、農業に資するものであることと、投機的な目的ではないことから、3年3作以内の転用に必要な早期転用理由書を提出していただき、許可相当として判断したものであります。
議長	他に質問が無いようでございますので、採決に入ります。 「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」原案のとおり許可とすることに、賛成の方の挙手を求めます。
委員	(挙手)
議長	全員賛成であります。よって、本案は、原案のとおり許可とします。 次に、議事日程第2「その他」を議題とし、事務局より説明を求めます。
事務局	・農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想について

基本構想は、都道府県が策定する「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方針」に即して、地域の実情を踏まえて市町村が定めるものです。農業経営基盤強化促進法に基づき、10年間を1期とし、5年ごとに見直しをすることとなっております。本年度が、その見直しの時期にあたり、三重県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針が改正されたことにより、現在、基本構想の見直しを行っておりますことを、ご報告します。

・農業委員会新委員の提示について

次期農業委員会委員の新たな候補者について今回の3月議会で同意が得られましたことを報告します。候補者は資料のとおりです。

事務局からの報告案件につきまして、何か質疑はございませんか。

(質疑なし)

委員の皆さんから「その他の事項」で、何かございますか。

(特に無し)

本日の会議日程は、すべて終了いたしました。以上をもちまして、令和3年3月の農業委員会定例会を閉会いたします。

皆様、ご苦勞様でございました。

午前10時30分

議 長
委 員
議 長
委 員
議 長

閉 会

議 長 会長

署名人 1 番委員

署名人 2 番委員